

東久留米市減債基金条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条から第4条まで (現行のとおり) (処分)</p> <p>第5条 基金は、次の各号のいずれかに該当する 場合に限り、その全部又は一部を処分するこ とができる。</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) 市債の償還額が他の年度に比較して著 しく多額となる年度において<u>市債の償還の 財源に充てるとき。</u></p> <p>(3) (現行のとおり)</p> <p>(4) <u>特定の市債の償還のために積み立てた 資金をもって当該市債の償還の財源に充て るとき。</u></p> <p>第6条及び第7条 (現行のとおり)</p>	<p>第1条から第4条まで (略)</p> <p>(処分)</p> <p>第5条 基金は、次の各号のいずれかに該当する 場合に限り、その全部又は一部を処分するこ とができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市債の償還額が他の年度に比較して著 しく多額となる年度において<u>市債償還の財 源に充てるとき。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>市債のうち地方税の減収補てん又は財 源対策のため発行を許可されたものの償還 の財源に充てるとき。</u></p> <p>第6条及び第7条 (略)</p>